

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月10日

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット ・ レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド ・ ケイマン、ジョージ ・ タウン、
ホスピタル ・ ロード27、ケイマン ・ コーポレート ・ センター、
ウォーカーズ ・ コーポレート ・ リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森 ・ 濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
同 玄 場 光 浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森 ・ 濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
メロン ・ オフショア ・ ファンズ -
エマージング ・ カレンシー ・ ボンド ・ ファンド
(Mellon Offshore Funds -
Emerging Currency Bond Fund)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】
5,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月31日に提出した有価証券届出書（平成27年11月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につき、発行者の「本店の所在の場所」および名義書換機関の「取扱場所」の変更に伴い関連する事項を訂正するため、また米国のボルカー・ルールに関連して必要な修正が英文目論見書に平成28年6月付でなされたため、「リスク要因」に関する記載事項に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）下線の部分は、訂正箇所を示します。

表紙

<訂正前>

（前略）

本店の所在の場所 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
エルジン・アベニュー190、
インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）
リミテッド気付
（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,
190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005,
Cayman Islands）

（後略）

<訂正後>

（前略）

本店の所在の場所 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
（c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands）

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前略）

分配

ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間について分配が行われることの保証はなされていない。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

<訂正後>

（前略）

分配

ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間について分配が行われることの保証はなされていない。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび/またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止している。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供している。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性がある。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受ける。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性がある。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（イ）ファンド証券の名義書換

<訂正前>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A

（後略）

<訂正後>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り
2番

（後略）